

研究開発活動上の不正行為の防止に関する行動規範

平成 19 年 12 月 1 日

(改正) 平成 27 年 9 月 1 日

(改正) 令和 4 年 9 月 28 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 本行動規範の目的

- (1) 研究開発活動上の不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知の創造・新技術の開発をしていく営みの本質に反するものであり、人々の科学技術への信頼を揺るがし、科学技術の発展を妨げ、冒涇するものであって、許すことのできないものである。
- (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、原子力基本法第 7 条に定める原子力の開発機関であり、原子力機構において研究開発活動に従事する役員、職員その他の関係者（以下「職員等」と総称する。）が研究開発活動を行うに際して不正行為を行った場合には、その職員等が倫理的に非難されるにとどまらず、原子力機構の名誉と信用を著しく傷つけ、原子力機構に重大な損害を与えるとともに、ひいては、我が国における原子力の研究、開発及び利用の推進に対しても重大な影響を及ぼすことにもなりかねない。
- (3) 原子力機構は、平成 17 年 10 月 1 日の発足時に、原子力機構の役職員が取るべき行動の基準として「独立行政法人日本原子力研究開発機構行動基準」を制定し、日頃の業務運営において不正をしないこととしているところであるが、文部科学省科学技術・学術審議会において平成 18 年 8 月 8 日に「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて―研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書―」が取りまとめられ、また、平成 26 年 8 月 26 日に当該ガイドラインが見直され、新たに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」として文部科学大臣決定されたことにかんがみ、原子力機構において研究開発活動を行うに際して、その不正行為を防止するために職員等が取るべき行動の規範を定めたものである。

2. 研究開発活動上の不正行為の意味

本行動規範において、「研究開発活動上の不正行為」とは、次のものをいう。

- (1) 研究開発活動に係る提案、計画の立案、実施及び改定並びに研究開発成果を原子力機構の内外に報告し、又は公表する場合における、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるこれら研究開発成果等のねつ造、改ざん又は盗用並びに研究費の不正使用をいう。
 - ① ねつ造：存在しないデータ、実験結果その他の研究開発成果の全部又は一部を偽って作り上げ、これを記録し、又は報告すること。
 - ② 改ざん：研究開発に用いた試料、機材、過程に細工を加えたり、データ、実験結果、その他の研究開発成果の全部又は一部を変えたり省略したりすることにより、

研究開発成果を真正でないものに加工すること。

③ 盗用：他の者の考え、研究開発内容、研究開発成果又は文章を当該他の者の了解なしに、又は当該他の者の考え等である旨の適切な表示なく使用すること。

④ 公的研究費の不正使用：次に掲げる行為をいい、故意若しくは重大な過失による公的研究費の不適正な用途への使用又は競争的資金等の交付決定内容及び交付条件に反した使用を含む。

一 架空の取引により原子力機構に代金を支払わせ、取引業者に預け金として管理させること。

二 虚偽の申請に基づき本来の申請と異なる物品等の対価や出張旅費を原子力機構に支払わせること。

三 法令、研究開発活動実施において適用される原子力機構の関係規程等に反し、当該研究費使用の目的及び用途以外に使用すること。

四 私的流用その他不適正な経理処理を行うこと。

(2) 上記(1)以外の研究開発活動上の不適切な行為であって、行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもので、論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ等をいう。

3. 本行動規範の適用範囲

本行動規範の適用範囲は、職員等（原子力機構において研究開発活動に従事する役員、職員その他の関係者）とする。

4. 研究開発活動上の不正行為防止のための行動規範

(1) 行動基準

研究開発活動に従事する職員等は、原子力機構の使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る行動基準として研究開発活動を行わなければならない。

① 研究開発活動上の不正行為を行わないこと。

② 研究開発活動上の不正行為に荷担しないこと。

③ 他の者に、研究開発活動上の不正行為をさせないこと。

(2) 遵守事項

研究開発活動に従事する職員等及びその所属組織は、健全な研究開発活動を保持し、かつ、研究開発活動上の不正行為が発生しない研究開発環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 職員等は、研究（技術）レポート、各種計測データ、解析結果、試験（実験）手続等に関し、適宜、研究開発活動上の不正行為がないことを確認すること。

② 職員等は、研究開発成果等に研究開発活動上の不正行為がないこと、すなわち上記①で確認した研究開発成果等が適切な方法・手続にのっとり行われたものであることを証明するに足りる資料（エビデンス）を保存すること。この場合において保存期間は当該成果の発表後原則として10年間とする。研究成果発表の基礎となった実験試料、標本等の有体物の保存期間は、当該成果の発表後原則として5年間とする。

③ 論文や研究開発成果等を共同で発表する場合に、職員等は共著者相互の間において、当該発表の全部について連帯して責任を負うことを確認すること。

5. 研究開発活動上の不正行為に関する対応

研究開発活動上の不正行為に係る対応については、「研究開発活動不正行為の防止及び対応に関する規程」による。